

(目的)

第 1 条 本規程は『保健科教育研究』（以下本誌）に掲載する論文の査読について定めるものである。

(査読者の選定)

第 2 条 投稿原稿受付後、速やかに編集委員長は担当編集者を選定し、担当編集者は査読者を選定する。

第 3 条 査読者は、日本保健科教育学会会員とする。ただし、論文内容の専門性に鑑み外部の者に依頼することができる。

第 4 条 査読者の人数は、「原著」は2名、それ以外の論文種は1名を選定する。ただし、「原著」で査読者指名がある場合は他の1名を選定する(投稿規定4.「論文審査」)。

(査読趣旨および手順)

第 5 条 査読は、保健科教育の発展と会員の育成に主眼を置き、教育的に遂行されることを旨とする。

第 6 条 査読期間は、原則として、2週間とする。

第 7 条 査読結果には、「判定」、「総評」、および「コメント」の内容を含む。

2 「判定」は以下の3種類とする。

- ・「A：掲載可」…修正の必要がなく、そのまま掲載が認められるべきもの。
- ・「B：要修正」…修正と修正後の再査読が必要なもの。
- ・「C：掲載不可」…掲載が認められるべきでないもの。査読が困難であるものを含む。

3 「総評」には、審査論文の概要、意義、および査読者の概略意見を示す。

4 「コメント」には、具体的な指摘箇所と査読者の意見や示唆を示す。

5 本規程の第11条及び第12条に示す判定の結果が「修正後再審査」の場合には、Bの判定を出した査読者が、修正原稿の再査読を行う。

第 8 条 担当編集者は審査結果を速やかに投稿者に通知する。

第 9 条 投稿者の原稿修正期間は、原則として、2週間とする。

第 10 条 査読は、原則として、2回までとする。

(判定基準)

第 11 条 査読者が2名で判定が異なる場合には、その判定の組み合わせによって、原則として以下の通り決定する。

2 (A, B) の場合「修正後再審査」

3 (A, C)、(B, C) の場合には、担当編集者は他に 3 人目の査読者を選定し、次項の判定基準に依る。

第 12 条 査読者が 3 名の場合には、その判定の組み合わせによって、原則として、以下の通り決定する。

(A, C→A) の場合「掲載可」

(A, C→B) の場合「修正後再審査」

(A, C→C) の場合「掲載不可」

(B, C→A) の場合「修正後再審査」

(B, C→B) の場合「修正後再審査」

(B, C→C) の場合「掲載不可」

(守秘義務)

第 13 条 査読者は本誌の権威と著者の権利を保護する責任があり、当該論文が発表されるまで、その内容を一切口外してはならない。

(規程の変更)

第 14 条 本規程の変更は、理事会の承認を得るものとする。

付則 1 本規程は、2023年2月11日理事会にて承認され、2023年2月11日より施行する。